

最 近の税制改正では金融所得一体課税が改めて注目を浴びている。金融所得を区分し損益通算した上で一律に課税するという金融所得一体課税の理論的背景には二元的所得税がある。勤労所得には垂直的公平性という観点から累進税率を、金融所得には国外への資金移動を防ぐなどの観点から分離・定率の課税を行うという税制は、スウェーデンなどで導入されてドイツやわが国の税制に大きな影響を及ぼした。

思い起こせばこの理論は、金融ビッグバンを控えた1997年の夏に金融税制見直し議論が行われた際、一橋大学石弘光教授（その後政府税制調査会長）と大阪大学本間正明教授（当時金融課税小委委員長）の双方からお墨つきをいただき、総合課税を金科玉条としていた税制理論に、効率という観点から金融所得の分離課税を論理づけ、同年12月の金融課税小委員会中間報告で紹介されたものである。その後、金融所得一体課税として導入・拡充されてきた。

さて、2021年度与党税制改正大綱に記載された、国際金融都市に向けた税制上の措置としてのキャリート・インタレストの取扱いと、デリバティブ取引の取扱いは、いずれも金融所得一体課税関連の話である。

前者については、法人税（非上場の非同族会社の役員給与の損金算入）、相続税（就労のために日本に居住する外国人が死亡した場合の課税対象からの除外）に加えて、所得税の分野で、ファンドマネージャーが運用成果に応じファンドから受け取る利益であるキャリート・インタレストについて、課税上の解釈を明確化することが盛り込まれた。

自ら出資持分を有するファンドから、運用成果に応じて出資割合を超えて受け取る組合利益の分配について、一定の要件の下で株式譲渡益

等（金融所得）として課税する方向で、金融庁と国税庁が協議中である。

一方、後者は、大綱の「検討事項」に書かれたデリバティブ取引の取扱いである。「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、……時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め……早期に検討する」とされた。

金融所得一体課税は、株式上場益から配当や特定公社債などへと順に拡大されてきたが、デリバティブ取引については、雑所得として分離課税が認められたものの、他の金融所得との損益通算は認められていない。その理由は、売りと買いを両建てにして期末にどちらかだけを実現させて他の譲渡益と相殺するというストラドル取引が行われることにより、容易に租税回避が行われることへの懸念からである。

このような租税回避の防止策として、米国が導入し

ているポジションを時価評価させる（期末の時点で決済されたものとして含み損益を認識させる）制度を導入することで一体課税に含めるといふ検討が始まっている。

租税回避を防止しつつ、広く国民の資産形成を担う金融所得を幅広く損益通算していくことは、投資家のリスクテイクを促進する効果があり進めていく正当性がある。もっとも、所得・資産格差の拡大が課題になる中、高額な金融所得に対しては税率見直しの検討も必要だ。

最後に、双方とも租税回避が問題となっている。わが国に、課税要件を明確にし当局の権限の濫用を防止した一般的否認規定が導入されれば、より予見可能性の高い税制となるわけで、この点の検討を急ぐ必要があることも付け加えておきたい。

連載 第169回

税制之理

金融所得課税とキャリート・インタレスト、デリバティブ

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹

ことわり